

喜多方市耐震改修促進計画 (改定)

令和4年3月
喜多方市

目 次

は じ め に	 P 1
1 基本方針	
(1) 計画の位置づけ・目的	 P 2
(2) 計画の期間等	 P 2
2 喜多方市の耐震化の現状と目標	
(1) 想定される地震の規模、被害の状況	 P 3
(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定	 P 4
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	 P 6
(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	 P 6
(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	 P 7
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	 P 8
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定	 P 8
(6) ブロック塀等の安全対策	 P 9
4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
(1) ハザードマップの作成・公表	 P 9
(2) 相談体制の整備	 P 10
(3) パンフレットの作成とその活用	 P 10
(4) 行政区長会等との連携	 P 10
5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	 P 10

は じ め に

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,433人の尊い生命が奪われましたが、地震が直接的な原因で死亡した方の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していない住宅・建築物でした。

その後も、国内では各所で地震が頻発しており、平成23年3月に発生した東日本大震災は巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。また、近年では、平成28年に熊本地震、平成30年に大阪北部地震が発生し、令和3年2月には福島県沖を震源とする地震が発生しました。このように、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあります。

当地域においても、会津盆地西縁断層帯地震の発生が予想され、本市への影響も懸念されている状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成19年に福島県耐震改修促進計画が策定され、本市においても「喜多方市耐震改修促進計画」を平成20年に策定し、木造住宅や特定建築物等の耐震化を推進してまいりました。

令和3年3月には、計画策定後の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正や平成30年に発生した大阪北部地震等を踏まえ、建築物の耐震化を一層促進するため、計画を見直しました。

今回の改定は、国・県が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた計画となります。

1 基本方針

(1) 計画の位置づけ・目的

本計画は、新耐震基準（※）導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とします。

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法第123号。以下「法」という。）」第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものです。

計画策定にあたっては、法の規定に基づく「国の基本方針」や「福島県耐震改修促進計画」を踏まえることとします。

※ 新耐震基準とは

宮城県沖地震(昭和53年)等の経験から耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月に建築基準法が大幅に改正されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

耐震基準では、設計の目標として、中地震に対してほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

(2) 計画の期間等

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

2 喜多方市の耐震化の現状と目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

喜多方市地域防災計画においては、既往の地震災害と地震発生特性について、喜多方市には、福島県内の顕著な活断層の一つである「会津盆地西縁断層帯」が南北に横断し、他にも、北部に加納断層、西部には千咲原断層が南北に走っているとしています。

このうち、「会津盆地西縁断層帯」については、過去に大きな地震があったことが確認されており、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に4～5m程度隆起した可能性が指摘されています。

福島県が実施した「地震・津波被害想定調査」をもとに、内陸部の断層の破壊によって発生する直下の地震に対して、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データに想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震活動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行っています。

このように設定した想定地震が「会津盆地西縁断層帯」において発生した場合、（平成17年に発表された、文部科学省地震調査委員会の報告では、近い将来の発生確率は低いとされている）震度6強の強い地震が予想されており、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、国道121号やJR磐越西線を中心とする交通網の寸断や大量の住宅倒壊が想定されています。

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

想 定 区 分	会 津 盆 地 西 縁 断 層 帯 地 震
想 定 地 震	M 7.0 W= 5km D=10km
想 定 震 度	最 大 6 強
木 造 大 破 棟	11,031 棟
非 木 造 破 壊 棟	342 棟
死 者 （ 夜 ／ 昼 ）	749 人 ／ 278 人
負 傷 者 （ 夜 ／ 昼 ）	4,604 人 ／ 4,476 人
避 難 者	38,366 人

（福島県地域防災計画・地震・津波災害対策編より）

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

① 住宅

平成19年1月1日現在の課税台帳を基に、平成30年住宅土地統計調査の調査結果を考慮した、本市の住宅の耐震化の状況は下表のとおりです。

居住世帯のある住宅16,140戸のうち、耐震性がある住宅は約11,954戸で耐震化率は、74.06%です。

想定地震による被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画（令和3年度改定）を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度末までに95%、令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。

・表1-1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：戸）（令和2年3月31日現在）

区 分	昭和56年以降 の住宅 ①	昭和55年以前 の住宅	住宅数	耐震性有 住 宅 数	現状の耐震化率	耐震化率の目標
		うち耐震性 有 ③	④ (①＋②)	⑤ (①＋③)	(%) (平成30年度) ⑤／④	(%) (令和12年度末)
木 造	8, 825	5, 825	14, 650	10, 747	73. 36	－
		1, 922				
非 木 造	1, 067	423	1, 490	1, 207	81. 01	－
		140				
合 計	9, 892	6, 248	16, 140	11, 954	74. 06	概ね解消
		2, 062				

※ 木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※ 平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。

※ 昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものは耐震性能がないものと見なした。

② 特定建築物

本計画においては、法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3階以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等」を「特定建築物」とします。

市内には、特定建築物が109棟存在します。このうち92棟（84.40%）は、耐震性能を有することを確認しています。

また、昭和56年5月以前に建設された17棟（15.59%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

特定建築物の耐震化については、可能な限り早期に耐震性が確保されることを目標としますが、所管する国の各省庁が建築物の耐震化目標を定め、進捗管理、結果公表等に取り組んでいる状況を踏まえ、本計画における一律の目標値の設定は行わないこととします。

・表1-2 特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和3年12月31日現在）

	昭和56年6月 以降の建築物 ①	昭和56年5月 以前の建築物 ②		建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤／④
		うち耐震性 有 ③				
法第14条 第1号	64	45	28	109	92	84.40
法第14条 第 2 号	0	3	0	3	0	0
法第14条 第 3 号	0	0	0	0	0	0
合 計	64	48	28	112	92	82.14

③ 危険物の貯蔵場等の建築物

市内には、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が3棟あり、このうち耐震性能を有する建築物はありません。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等（以下、「所有者等」という。）が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

*「耐震改修」が必要な住宅とは

専門家による耐震診断を行った結果、強度の不足が見込まれたとき、建物を補強し地震に耐えられるように改修することを「耐震改修」と言います。

専門家の行う耐震診断は、一定の基準に基づいて行われ診断書を作成します。

診断書では、建物の耐震性能を判定した結果を、表２－１のような数値（上部構造評点）で評価します。

・表２－１ 上部構造評点と判定

上部構造評点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

耐震診断を行った結果が「倒壊する可能性がある」若しくは、「倒壊する可能性が高い」と判定された場合には、耐震補強設計を行い「耐震改修」を行う必要があります。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

所有者等に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

市は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合に、その費用の一部を負担する制度である「喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業」と、耐震診断によって耐震性がないと診断された木造住宅の耐震改修等費用の一部を負担する制度である「喜多方市木造住宅耐震化支援事業」により、木造住宅の耐震化促進に努めます。

・表 2－2 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対 象 住 宅	・旧耐震基準により建設された戸建て住宅で（昭和56年5月31日以前に建築着手）、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「桝組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
診断費用の個人負担	・1 診断一律6,000円
診断費用の国、県、市の負担	・国：1/2 ・県：1/4 ・市：1/4

・表 2－3 木造住宅耐震改修支援事業の概要

対 象 住 宅	・耐震診断により耐震性がないと診断された戸建住宅 ・所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「桝組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
改修等費用の補助額	・上部構造評点を1.0以上にする一般耐震改修工事の4/5以内かつ上限120万円まで ・上部構造評点を0.7以上1.0未満にする簡易耐震改修工事費の4/5以内かつ上限72万円まで ・寝室など部分的な居室の工事を行う部分耐震改修工事費の4/5以内かつ上限72万円まで ・建替え工事の4/5以内かつ上限120万円まで

（3）安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データ成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店等が連携した体制の整備に努めます。

② 所有者等への啓発活動

耐震診断及び耐震改修に関する各制度等の広報を市広報誌によって行うことはもとより、市のホームページへの掲載、市内FM放送等の活用によって、所有者等の防災意識の向上を図ります。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市内の建築士及び大工・工務店等の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県南部地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が改めて指摘されていることから、福島県と連携し被害が発生する恐れがある建築物の把握に努めます。

② 地震発生時の対応

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要となった場合は、判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、体制の整備に努めます。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するため、体制の整備を進めます。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・法の特定建築物
- ・木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、喜多方市地域防災計画第2章第10節及び第11節で定める緊急輸送路・避難路又は避難地等の沿道とします。

・表2-3 地域防災計画で指定されている路線等

種 別		路 線 等 名	備 考
緊急輸送路	県指定路線	国道121号線	第1次確保路線
		国道459号線	第2次確保路線
		県道上郷舟渡線	第2次確保路線
		県道北山会津若松線	第2次確保路線
		県道猪苗代塩川線	第2次確保路線
		県道会津坂下山都線	第2次確保路線
		県道喜多方会津坂下線	第2次確保路線
		県道喜多方西会津線	第2次確保路線
		喜多方市道東四ツ谷新町線	第2次確保路線

(6) ブロック塀等の安全対策

① 危険なブロック塀等の対策

平成30年6月に大阪府北部を震源とする地震が発生し、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生するなど、ブロック塀等の安全対策が求められていることから、本市では、避難路沿いにある倒壊の危険性があるブロック塀等について、撤去・改修の推進を図ります。

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀

② 避難路について

ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる避難路は、建築基準法第42条に定める道路、国・県・市道、通学路、一般交通の用に供されている道とします。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの公表

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（喜多方市地震防災ハザードマップ）」を公表します。

（２）相談体制の整備

建設部都市整備課を建築相談の窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか所有者等からの建築相談に応じることができるよう、福島県や関係機関と連携を図りながら体制の整備に努めます。

（３）パンフレットの作成とその活用

国、県、関係機関等のパンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

（４）行政区長会等との連携

市は、必要に応じ、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

５ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として５年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。